

健康経営

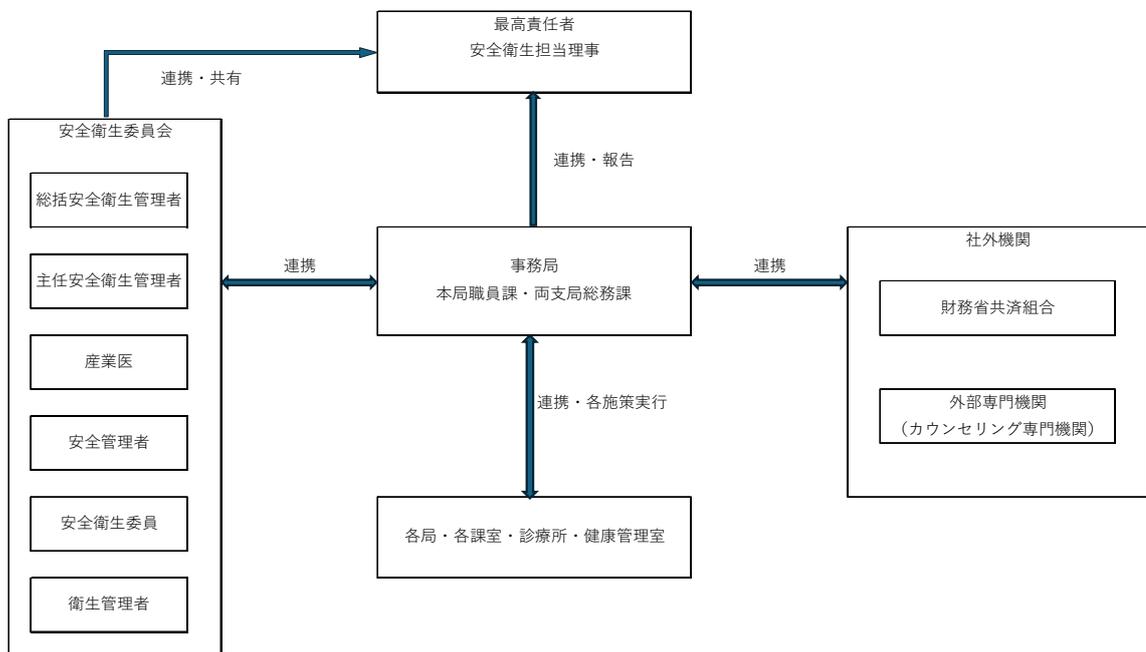
1. 健康経営の目的

当局では、労働災害の発生を防止し、職員の安全と健康を確保することは、業務運営の基盤であり、安全・健康で快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生に関する法令及び局内規程の遵守はもとより、総括安全衛生管理者の指揮のもと、職員が一体となって、安全衛生管理活動を効果的に推進し継続的な改善を図ることとします。

また、安全衛生に関する計画を着実に実行する中で、職場環境の改善に努めるとともに、労働災害の撲滅及び心身両面にわたる職員の健康保持・増進に向けた取組に注力します。

2. 健康経営推進体制

職員の安全と健康を確保する担当役員を安全衛生担当理事とし、職員課に属する安全衛生担当が中心となり、産業医及び安全管理者、安全衛生委員等、外部のカウンセリング専門機関、また財務省共済組合と常に情報共有をはかっています。また、健康診断受診率、時間外労働の状況等を安全衛生委員会で協議し、都度経営陣に報告をしています。



3. 具体的取組内容

3-1. 定期健康診断等の実施

当局では、年に1回以上定期健康診断を実施しており、受診対象者の受診率は100%を維持しています。なお、定期健康診断を受けた後のフォローとして特定保健指導の受診

勸奨を行っておりますが、特定保健指導の受診率がまだまだ低調で、今後特定保健指導の受診率を上げていくことが課題であると認識しています。

また、定期健康診断以外にも健康管理の一環として、胃がんリスク層別化検診（ABC検診）や前立腺がん検診（PSA検診）を実施しています。

項目	2022年度	2023年度	2024年度
定期健康診断受診率	100%	100%	100%
特定健康診査受診率	100%	100%	100%
特定保健指導受診率	1.6%	2.9%	—

3-2. ストレスチェックの実施

役職員が自身のストレスの程度を把握し、自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、役職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を主な目的としたストレスチェックを実施しています。

	2022年度	2023年度	2024年度
ストレスチェック受診率	99.3%	98.6%	99.4%
高ストレス者率	9.6%	10.9%	10.5%

3-3. 長時間勤務者への産業医による面談

月45時間を超えて時間外勤務をした職員について、産業医にその旨報告をしています。

また、時間外勤務時間等が80時間を超える職員もしくは産業医が面接指導を受けることが望ましいと判断した職員には面接指導勸奨書を交付し、産業医等による面接指導を受けることができる体制を構築しています。また、面接指導の結果については各課室長に交付され、各課室長は結果を勘案し、勤務内容の変更や労働時間の短縮等の措置を講じる等対策を行っております。

3-4. 外部専門機関等によるカウンセリング体制の構築

当局では、働きやすい職場環境をつくるために、職員のメンタルヘルスケア対策として、「心の健康づくり計画」を定め、職員が気軽に相談できる窓口を確保するため、「心の健康に関する相談体制」として精神科医をカウンセラーとして局内に健康相談室を設け、月に2～3日職員個人の悩み、心配ごと等の相談に対応しています。

また、心の健康問題を抱えながら、職員同士では相談しにくい等の理由により、局内カウンセリングを利用し辛い職員のために、外部専門機関と業務委託し、職員が安心して相

談ができるようなカウンセリング体制を構築しています。

3-5. 安全衛生委員会

安全衛生委員会は月に一回開催していますが、その中で健康診断の結果やストレスチェックの結果、労働災害の発生状況、ヒヤリハット、熱中症に関する注意喚起、職場パトロールでの気付き等を報告し、全局的に水平展開することですべての職員の心身の健康及び安全に対する意識を高めることに努めています。

労働災害	2022年度	2023年度	2024年度
重大な労働災害（※）	0件	0件	0件
休業4日以上 の労働災害 （（ ）内は障害が残る災害）	1件 （0件）	2件 （0件）	0件 （0件）

※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。

3-6. ワークライフバランス

- ・毎週水曜日と育児の日（毎月19日）を定時退庁日と設定し、時間外労働の削減に取り組んでいます。
- ・職員の価値観や働き方に対するニーズの多様化に対応することを目的とし、時差をもって勤務時間帯の多様化を図る体制を構築しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う出勤抑制の方策として、在宅勤務を実施しましたが、社会、事業者、労働者のそれぞれに対し、様々な効果をもたらし得ると考えられており、恒久的な制度として実施することとしました。

	2022年	2023年	2024年
平均月間所定外労働時間	14.1時間	13.3時間	14.6時間
年次休暇の取得状況	17.0日	17.7日	18.1日

※平均月間所定外労働時間は管理監督者を除く一月当たりの時間数。